

日時：2026/3/16 13:30～14:30

場所：只見町下庁舎中会議室

出席者：1番小沼委員、2番渡部委員、3番長谷部委員、4番目黒委員、5番渡部委員、6番小島委員、7番吉津委員、8番山内委員、11番飯塚会長（9名）

欠席者：9番馬場委員、10番齋藤委員（2名）

事務局：岩淵専門員（1名） 星事務局長（欠席）

事務局

定刻になりました、本日予定されている方全員揃いましたのでまずは、配布資料の確認をします。今年度最後の定例総会を始めたいと思います。それでは会長を議長として進行方よろしくお願いします。

議長

本日は、年度末お忙しい中お集まりいただいたということで、ありがとうございました。

私からの報告としては、1月総会后私と小沼職務代理、星事務局長、岩淵専門委員の4名で町長に対し意見書を提出しました。2月24日には常設審議委員会へ出席して来ましたので報告します。

それではただ今より令和7年度只見町農業委員会3月定例総会を開会いたします。

本日の出席状況は委員総数11名中9名の出席を認め、本会が成立したことを報告いたします。（届出欠席は、9番馬場委員と10番齋藤委員です。）次に、会議録署名人を2名指名いたします。

3番長谷部委員、4番目黒委員を指名しますのでよろしくお願いします。（了承）

3番長谷部委員

4番目黒委員

議長

それでは早速でございますが議案審議に入ります。

議案第27号、農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について、を議題とします。

これより説明を求めます。

事務局

議長。

はい。

それでは座って説明させていただきます。

まず議案書の3ページをご覧ください。

議案第27号農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用集積等促進計画を定めることについて、同法19条第3項の規定により意見を求められたので、別紙により回答するものとする。

令和8年3月16日提出、只見町農業委員会会長ということで筆数は78筆、設定面積は105,226㎡の計画がございました。

議案提出資料の2ページをご覧ください。町長から農業委員会会長へ意見の照会文です。3ページは、詳細でNo.1からNo.39までそれぞれの所有者から公社へ令和8年5月1日～令和18年12月31日の10年間の賃貸借権をNo.40～No.78の公社経由でそれぞれの担い手農家へ10年間貸出しするものです。6ページは農業委員会会長から町長へ回答する案ですので、審議等よろしくお願いします。

はい。

ただいま事務局より説明がありましたが皆様から質問等ございませんか。

（ありません。）

ないようでございますので、議案第27号について、町長への回答として議案資料の6ページ案のとおり回答することについてを承認するに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

全会一致により原案通り承認されました。

続いて議案第28号、農用地利用集積計画に基づく賃貸借契約の解除勧告に対する意見の決定についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局

はい議長。

それでは議案書の4ページをご覧ください。

議案第28号、農用地利用集積計画に基づく賃貸借契約の解除勧告に対する意見の決定について旧農業経営基盤強化促進法第20条の2の第1項及び第2号に基づく賃貸借契約の解除勧告について、同法第20条の2第2項の規定により意見を求められたので、別紙により回答するものとする。令和8年3月16日提出、只見町農業委員会会長ということで、議案資料7ページをご覧ください。町長より農業委員会会長へ意見聴取の依頼文です。8ページは根拠法令の条文です。9ページから11ページは当時契約と公告文の写しとなります。12ページは賃借人M氏へ1月15日付けで賃貸借契約の解除勧告を行った通知文です。勧告となる農地の位置図が13ページ、転作確認で現地確認した現場写真が14ページです。15ページが町長への回答案です。現地は農業委員会でも11月の農地パトロールで確認しておりました。りんどうを植栽した形跡（一昨年？）はありましたが、管理されている様子は全くなかった。また、付近の住民からも苦情が多く何度も連絡していたが、行方不明であったため、今般実家へ別の職員が訪問した際、本人と面会できたため、実家へ送付しており期日の2月末日まで、返事がなかったため

3月の農業委員会で意見を聴くこととなったと説明。

以上ご審議をお願いします。

議長

はい。

ただいま事務局より説明がありましたが皆様から質問等ございませんか。

7番吉津委員

この件は、区長である私も知っております。時期はもっと前からなのに対応が遅いのはなぜですか？職務怠慢ではないか。

事務局

M氏の関係は耕作の関係だけではなく、新規就農関係や園芸で国や町から補助を受けているための返還関係、町営住宅料の未納関係、町税金未納関係、他に様々な関係があり対応が町民生活課だったため時間を要したことなどが要因として考えられます。

7番吉津委員

事務局

7番吉津委員

事務局

議長

農地が既に第3者が購入していることは、知っていたか。

空き家や周辺農地を購入したことは、農地法第3条申請があったため知っていましたが、それ以外はM氏が賃貸借契約をしていたため合意解約しない限り、農地取得は出来ないと思っていました。

それでは合意解約を早めに進めるべきではなかったか。

こればかりは、両者の合意がないと進められず、1昨年合意解約書を送ってはいたが、返信は無かった。(耕作を続ける意思だと思った)

この件で、他に質問はありませんか。
(ありません。)

ないようでございますので、議案第28号について、町長への回答として議案資料の15ページ案のとおり回答することについてを承認するに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。全会一致により原案通り承認されました。本日の提出議案は以上です。続いて、協議報告事項に入ります。事務局をお願いします。

別紙資料をご覧ください。

(1) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書受理について別紙資料(1)をご覧ください。今回は件数が多いため一覧表で説明いたします。赤枠で囲んでありますNo.10～No.37までの28件の合意解約があり受理しましたのでご報告いたします。

(2) 令和8年度最適化活動の目標の設定等について

別紙資料(2)をご覧ください。4月4日までに福島県農業会議へ農業委員会総会を経て報告されなければなりませんので、事務局で最新情報に置き換えて作成してみました。

特に認定農業者は塩ノ岐のS氏が高齢のため更新されませんでしたので、35人となります。また、8年度の集積目標は認定農業者の令和7年度実績面積を反映した面積から計算、遊休面積の現状は7年度の農地パトロール実績に置き換えております。そのほかは、特に変更ありません。

(3) 令和8年度只見町農業委員会定例総会等予定(案)について別紙資料(3)をご覧ください。4月から3月までの日程を予定(これは毎月15日前後に実施)、他に農業委員及び県下農業委員大会の日程は11月4日・5日の1泊2日ですので、

事務局

あらかじめ調整願います。また、11月18日からの北海道・東北ブロック女性農業委員大会が福島市で開催されますので、ぜひ参加の検討をお願いします。7番吉津委員から県大会の日程が11月5日であるが、農業者にとって厳しい日程であるので変更をお願いできないかと質問がありましたが、農業会議で決定している日程のため、今年度の変更は難しいと事務局より回答を行った。

(4) 一般社団法人福島県農業会議行事予定について別紙資料(4)をご覧ください。

特に蛍光ペンでチェックしている行事が会長や委員の皆様に関わる行事でございます。会長には理事として毎月の会議参加大変ですが、よろしく願いいたします。

(5) その他

事務局より2点ほどお知らせします。

先ず1点目は、全国農業新聞の振替の変更について、先日皆様方から申込書をいただき、県農業会議経由で全国農業新聞担当者へ送付いたしました。今後は農業委員会から振替のおしらせが行きませんので、年2回の引落としの際は、残高を確認して下さるようお願いいたします。

2点目は、今月末には下期の報酬、最適化活動の上乗せ報酬、費用弁償などが指定の口座に振り込まれますので、ご確認ください。。

事務局からは、以上となります。

議長

はい、ありがとうございました。

今ほど事務局より報告ありました件で、何かご意見ありませんか。

ありません。

それでは、すべての議案、報告事項が終わりましたので、他に何かございませんか。

(全委員 ありません)

無いようなので、これで3月の定例総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

只見町農業委員会 会長 飯塚 春夫 様

この議事録は、会議内容と相違ないことを認め署名する。

令和 8年 4月 15日

議事録署名人 長谷部 亮則

議事録署名 人 目黒 美樹